

第 1 1 号議案

市貝都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

平成 2 7 年 1 0 月 2 6 日

栃木県都市計画審議会会長 築瀬 範彦

都計第 3 5 9 号

平成 2 7 年 1 0 月 1 9 日

栃木県都市計画審議会

会長 築瀬 範彦 様

栃木県知事 福 田 富 一

市貝都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

このことについて、都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

別冊のとおり